

VI 結論

「放送倫理検証委員会」運営規則第4条は、「委員会は、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題について審議する」こと、及び「審議に基づき、意見を公表することができる」ことを定めている。そこで今回は、当委員会の判断結果を、フジテレビに強く自省を促す「意見」として公表することとした。

バラエティー番組であろうとなかろうと、テレビ番組には企画・制作に関わる倫理の遵守が等しく求められる。にもかかわらず、近年のバラエティー番組は、バラエティーであることを理由にそれを軽く見ているところが見受けられる。

バラエティー番組だからといって、今回のように出演者の生活に関わるマイナス情報を十分な裏づけも取らずに強調し、その生活に影響を及ぼすような内容の放送をしていいのか。また、出演者の心情に気を配った手続きも取らず出演させ、一方的に「スピリチュアル」といった非科学的なカウンセリングを押しつけていいものか。さらに、このような企画発想や取材・構成・演出で、番組と出演者との信頼関係は築かれるものかどうか。

フジテレビには、この「裏づけに欠ける情報の作為」「スピリチュアルカウンセリングの押しつけ」「出演者及び取材対象者との信頼関係の不在」についての自省を促し、今後の番組活動の資とすることを求めたい。